一般質問発言通告書

令和6年5月31日午時分受付(通告書2枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和6年 5月31日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 あさのえくこ

質問事項 要 旨 答弁者	
	要旨答弁者
1 視覚障害者の移動支援について 障害福祉政策に当事者の意見を反映させるに 市長は当事者団体の参加が欠かせませんが、視覚障害担当部長者団体に関しては「つくば市福祉団体等連絡協議会(連協)」に参加している団体はなく、つくば市障害者自立支援協議会にも団体としての参加は確認できません。その背景としては、当事者が自力での移動が困難なため、そもそも話合いや活動をするために集まれないことが原因の一つであるようです。 視覚障害者を対象とした移動支援としては「同行援護」を始め、いくつかありますが、利用したい人が確実に利用できる制度になるために課題があると考え、以下伺います。 (1) 視覚障害者の移動支援として利用できる制度(同行援護、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業等)とその概要(2)つくば市における同行援護の現況 ア 同行援護申請の有資格者数及び実際の受給者数(直近5年間)イ 受給者の実際の利用回数と時間数ウ 移動支援の従事者数(3)視覚障害者の移動に関するニーズの把握と支援制度の課題をどう捉えているか。	団体の参加が欠かせませんが、視覚障害担当部長関しては「つくば市福祉団体等連絡協議」に参加している団体はなく、の参加をません。その背景としては、当事者が移動が困難なため、そもそも話合いつでです。というです。というです。というでです。というでは、当事を対象とした移動支援としては「同たというできる制度になるために課題を対象とした移動支援として利用できる制度になるに対した。というできるに対した。というでは、当時では、以下同います。というできるできるが、のできるが、のできるが、のできるが、のできるが、のできるが、のできるが、のできるが、のできるが、のできるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質問事項	要旨	答弁者
る紙おむつのリサ	人口増加率が日本一となったつくば市ですが、人が暮らすことで必ず発生するのが「ごみ」です。つくば市においては、様々な対策で総排出量、一人一日当たりの排出量が少しずつ減少して当たりの排出量は全国平均を上回っています。 ゼロカーボンシティ宣言をしたつくば市としては、一層のごみ減量とごみ処理によるCO2削減に取り組む必要があると考えます。 つくば市の可燃ごみは焼却処理となって、厨が類、そして今回取り上げる紙おむつが挙げられます。 全国的にはごみ総排出量の5%(重量)を占めると言われる紙おむつですが、環境省では2030年には7%になると予測しています。つくば市でも今から取り組む必要があると考え、以下伺います。	担当部長
	(1) つくば市一般廃棄物等減量計画における 組成調査の実施件数、対象品目、調査結果 (2) 現時点でのつくば市の事業所の紙おむつ 処理状況 (3) 次の観点における、紙おむつのリサイクル の取組に対するつくば市の考え ア ごみ焼却量削減によるCO ₂ 削減 イ 最終処分量の削減 以上	

[※] 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。